

令和6年12月

関係各位

新潟市西蒲区建設課

西川ふれあい公園

西川だいろの家の和室使用料の変更について（令和7年4月1日から）

本市では、受益者負担の適正化を図るため、公の施設の使用料に関する全市的な基準である「受益者負担の設定基準」に基づき各施設の使用料を見直し、9月議会に諮り認められました。見直しに伴い、「西川だいろの家」の和室2室については、令和7年4月1日以降の利用分から、使用料が無料となります。

施設名：西川ふれあい公園 西川だいろの家和室（紫陽花・山茶花）

項目	令和6年度	改正後 令和7年度
使用可能日時	火曜を除く毎日 午前9時～午後9時30分 (年未年始を除く)	火曜を除く毎日 午前9時～ 午後5時 (年未年始を除く)
時間帯と料金 (1室あたり)	午前9時～正午 1,000円 正午～午後5時 1,200円 午後5時～9時30分 1,500円	午前9時～ 午後1時 無料 午後1時 ～午後5時 無料
使用したい場合の 申請書様式 様式が変わります	事前に 有料公園施設利用許可申請書 を提出してください	事前に 都市公園使用許可申請書 を提出してください
申請書提出方法	上記の申請書を建設課にメール、FAX、郵送、持ち込みにより提出してください。 <u>使用日の2か月前から申請できます。</u> <提出先>西蒲区建設課 メール kensetsu.nsk@city.niigata.lg.jp FAX 0256-72-3180 郵送 〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690-1	
許可	有料公園利用許可書を発行	都市公園使用許可書 を発行

※施設の使用状況、点検等により申請があっても許可できない場合があります。ご了承ください。

詳しくは新潟市ホームページをご覧ください。



西川だいろの家

【問い合わせ先】

西蒲区役所建設課 管理まちづくりグループ 吉村・小林

電話 0256-72-8507

E-mail kensetsu.nsk@city.niigata.lg.jp